# エッショナル制度

専門業務・成果型労働制(高度プロ に強く反対しています。高プロ制度 具体化ということになりますが、連 働き方改革関連法案に盛り込まれて 2018年4月に国会に提出された すでに撤回されていますが、高度プ となっています。あわせて提案され フェッショナル制度)の導入が焦点 てみたいと思います。 がなぜ必要ないのか、 合を中心に、労働組合と野党は導入 ワイトカラー・エグゼンプション)の います。労働時間規制の適用除外(ホ ロフェッショナル制度に関しては、 ていた裁量労働制の拡大については、 環として打ち出された、特定高度 政府のいわゆる「働き方改革」の 改めて整理し る。

# の衆医高度プロフェッショナル制度

高度プロフェッショナル制度は、

\*戦务の範囲が月隺で一定の手又(少労働基準法改正案では、2015年4月に国会に提出された

\*制度の対象者について、在社時間等が一定時間を超える場合には、事業指導を受けさせなければならないこ

加えられています。 以上の休日確保措置の義務化が付け 以上の休日確保措置の義務化が付け という中身となっていましたが、今

現実には、年収1000万円以上の人は管理監督者であったり、裁量の人は管理監督者であったり、裁量がしながら使用者側は、「中小企業が対象となるようにすべき」と主張が対象となるようにすべき」ととも100万円以上」という年収要件は、すぐに緩和の方向に議論が進んでいくものと思われます。

# 高プロ制度導入のロジック経営側の主張する

使用者側委員の意見から拾ってみる政策審議会労働条件分科会におけるるのか、そのロジックについて、労働るのか、そのロジックについて、労働

用されたりしていて、高 を持つ労働者のうち、例えば少なく監督者であったり、裁量 \*職務の範囲が明確で、高い職業能力、年収1000万円以上 と、次のようになります。

金属労協政策企画局主査

浅井

茂利

\* 「時間ではなく成果で評価される働な業務量の目標設定が可能。

とも1000万円以上の年収のあ

はしていくのも経済発展のために接的にレスポンスできる制度を伸ればいいとの意見もあるが、より直確実にあり、人事考課の中で評価す確実にあり、人事考課の中で評価する側を方を希望する働き方のニーズ」は

必要。 うにする観点から、積極的な議論が ティビリティを十分発揮できるよ \*専門的・技術的な労働者がクリエイ

案が提出されていましたが、これは制の適用除外)を導入するための法ラー・エグゼンプション (労働時間規ラー・エグゼンプション (労働時間規

という経過があります。現在は、衆 張も、その一環だと思われます。 成果で評価される働き方」という主 す。使用者側委員の「時間ではなく 間給制度」と呼び、イメージを一新 るネーミングとして、これを「脱時 ミなどは、「残業代ゼロ法案」に変わ プロ制度導入を支持する一部マスコ おそらくこうした失敗を踏まえ、高 られない政策はやはり実現しません。 のですが、現実には、世論の支持の得 保しているので、政府の提出する法案 議院・参議院とも与党が過半数を確 して世論の支持を得ようとしていま が 100%成立してもおかしくない い批判を浴び、結局、廃案になった 「残業代ゼロ法案」として世論の厳し

のではないか、と思われます。 にする」という趣旨にはそぐわない ティビリティを十分発揮できるよう であるわけですから、「脱時間給」と カラー・エグゼンプションの焼き直し 無理が生じています。高プロ制度は、 **「専門的・技術的な労働者がクリエイ** いう使用者側委員の主張には、当然 しかしながら、もともとホワイト

### 労働者の交渉力は高いと 年収1000万円以上なら 言えるか

もともと雇用する側の企業に対し、

なる、ということであり、基本賃金 働時間が長いほど所定外賃金が多く 通常の労働時間制度では、

所定外労

されていると主張している趣旨は

おそらく使用者側が「時間で評価」

のか、まったく意味不明、 円以上の年収のある者」であること うち、例えば少なくとも 1000万 保護立法によって、労働者の立場を と言わざるを得ません。 だけで、交渉力が高いと判断できる 確で、高い職業能力を持つ労働者の なりません。なぜ「職務の範囲が明 補完し、労使対等を確保しなくては めには、労働組合の組織化や、労働 正な賃金・労働諸条件を確立するた 地歩」の面で弱い立場にあるので、適 雇用される側の労働者は「交渉上 根拠不明

えがたい人」であったとしても、 という見方もあるでしょうが、少な ずしも交渉力が高いとは言えないと ら、客観的に見て「余人をもって代 に処遇されない場合もあるのですか の後受賞したような社員でも、 ノーベル賞確実と言われ、実際にそ 定することができないと思います。 あれば、交渉力が高いのではないか、 くとも、このような判断基準では規 「余人をもって代えがたい人」で 充分

ないと考えられます。 ば、そのような縛りは有効に機能 また、高プロ制度の対象とするた 「交渉上の地歩」の弱さからすれ 本人同意が必要となります

## **一脱時間給」という主張**

価」されているということになりま 門的・技術的な労働者は、 った見方をすれば、現時点では、専 ズ」があるという主張ですが、うが れる働き方を希望する働き方のニー 次に「時間ではなく成果で評価さ 「時間で評

といったことがあるとすれば、これ 休取得日数が多いと評価が下がる、 賃金・処遇がやや低くなっている場 とはあり得ます。逆に短時間正社員 勤務の人よりも週4日の人のほうが、 のような企業があるのでしょうか。 なります。しかしながら、今でもそ も「時間で評価」されていることに 多い従業員が高い評価を受ける、年 と言えると思います。また、残業の 場合には、「時間で評価」されている 合があるかもしれません。これらの 時間正社員が一般的な正社員よりも の制度が導入されている場合に、短 4日のほうが時給が高い、というこ 雇う側としてはありがたいので、凋 パート・アルバイトでは、週3日

> 味だと思います。 それは不公平ではないか、という意 ほうが月例賃金が多くなってしまい、 ば、所定外労働時間の長い従業員の と成果がまったく同じ従業員であれ

しょうか。 ない比重を占めているのではないで 違いは、職務遂行能力の中で小さく 遂行能力を評価しており、生産性の の賃金制度の多くは、従業員の職務 だということになります。日本企業 時金でバランスを是正するのが筋 しかしながら、そのような場合に 人事考課によって、基本賃金や

するのではだめで、「直接的にレスポ ではないかと思います。 すぎないため、説得力を持たないの せん。まず高プロ制度導入ありきで、 ンス」するのがよいのか、わかりま います。なぜ「人事考課の中で評価. ンスできる制度」にすべきだとして 意見もあるが、より直接的にレスポ 人事考課の中で評価すればいいとの 脱時間給」はあとづけのロジックに こうした反論に対し使用者側は、

所定外賃金の多寡をもって、従業員 する「代償」です。従業員も、企業も、 事に多くの時間を費やしたことに対 われる所定外賃金は、「評価」ではな く、プライベートの時間を削り、 所定労働時間を超える労働に支払

ないと思います。 に対する評価であるとは認識してい

高くなる。

## させるとどうなるか 成果を直接的にレスポンス

間がかかってもかからなくても、 果を生み出すかという職務遂行能力 っていて簡便なように見えるかもし みで評価することになります(たとえ ポンスできる制度」にするならば、 ないからです。 的にレスポンスできる制度」 成果が同じなら評価は同じ、 わち職務遂行能力の如何に関わらず、 スポンスできる制度」の場合には、 なりますが、 接的に」ですから、 とは関係なく、 評価されるのに対し、 ません。しかしながら、 (果110で66万円)。一見、 では、いかに短い時間で多くの もし高プロ制度を導入し、労働時間 成果100で60万円の賃金なら、 そうでなければ、 というシステムにせざるをえま 通常の労働時間制度の 。従って、 成果を「直接的にレス 従業員を成果の 成果を 「直接的にレ 繰り返しに とは言え 賃金も 筋 「直接 すな が通 時

(h)

203.8

194.4

186.7

188.9

187.8

193.3

198.4

206.2

200. 2

平均労働時間

時間労働をむしろ助長する仕組みに る ということになります。 クリエイティブな仕事と なってしまうのではないでしょうか 「生産性革命」とは逆行して、 政 の府の進 長

## 高プロ制度

で支持されている背景には、 イティブな仕事は、 重要で、 高 プロ制度のような仕 労働時間は関係ない、 才能やひらめ 組み クリ が

が

成果を出せる人はいません。アウト

せ せ ティブであろうがなかろうが、 わ には結びつきませんが、 作業量を増やしても、 きだけではアウトプットには なクリエイティブな仕事も、 ん。 合わせでできています。 からなっており、 の仕事は、 れます。 クリエイティブな仕事 しかしながら、 複数の業務の組み合わ 業務は作業の 必ずしも成果 作業なしに クリ どのよう なりま ひらめ では、 すべ

思 込みがあるのではな かと思

部

資料出所: 労働政策研究・研修機構「裁量労働制等の労働時間制度に関する 調査結果労働者調査結果」厚労省抽出分 2014 年 5 月

適用労働時間制度別の1カ月の労働時間(2013年10月)

適用労働時間制度

1週間単位の非定型的変形労働時間制

事業場外労働のみなし労働時間制

\*本人の生産性に関わらず、

長

以時間

専門業務型裁量労働制

企画業務型裁量労働制

1ヶ月単位の変形労働時間制

1年単位の変形労働時間制

通常の労働時間制

フレックスタイム制

労働時間制の適用除外

働くことによって成果を高め、

賃

能力が同じ者であれば、

時間

た方が成果が高くなり、

賃金も

金を高くできる。

### 裁量労働制のみなし労働時間の根拠

(06)

		(%)
項目	専門業務型	企画業務型
通常の所定労働時間	47. 6	31.7
今までの実績からの算出	33. 5	20.0
その他	5. 3	3.3
不明	13. 6	44.9

資料出所: 労働政策研究・研修機構「裁量労働制等の労働時間制度に関する 調査結果事業場調査結果」厚労省抽出分 2014 年 5 月

### 裁量労働制の1日のみなし労働時間と平均労働時間

項 目	時間
専門業務型	
みなし労働時間	8:32
平均労働時間(平均的な者)	9:20
企画業務型	
みなし労働時間	8:19
平均労働時間(平均的な者)	9:16

資料出所:厚生労働省「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」

います。 n を書くことのできた時 35年の生涯 文にまとめなけ 験を繰り返し、 に携わる者は、 を増やさざるを得ません。 プットを増やそうと思えば、 トに ・ツァル ばあるほど、 なわち膨大な時間が必要となりま するためには、 クリエイティ トの生涯のアウトプット のうちで、 ひらめ データを整理 先行研究を調 ればなりませ - ブな仕事 門間に依有 物理的に音符 きをアウト 膨大な作 研 事であ 究開 存して は 論 Ŧ 実

賃金引き上げ

1,800 時間実現キャラクタ—「センパチ君」

〈1,800時間を21世紀に持ち越さない〉

年間総実労働時間の短縮

### 労働時間の適正化を なりかねません。 歯止めがかからない、 まずは裁量労働制における ということに

高プロ制度では、

長時間労働に

りです。 説明に用いていたデータが不適切だっ ゆる「働き方改革」の中で、対象の拡 裁量労働制が導入されています。いわ すでに、みなし労働時間制度である たため、 大が盛り込まれていましたが、 高プロ制度と類似の制度としては、 撤回されたことは周知のとお 政府が

われませんので、対象者が生産性を向 上させることにつながり、 裁量労働制では時間外手当が支払 実労働時間

システムづくり

ている、

という

間として採用し

હ

現状では、 は194・4時間、専門業務型裁量労 時間ですが、 関する調査結果」(2014年)を見 はないかと思います。しかしながら 縮に結びついている、とは言いがたい 働制は 203・8時間となっており、 適用されている労働者は 実労働時間は、 ると、2013年10月の1カ月間の総 JILPT(労働政策研究・研修機構 が短縮されるというのが理想的な姿で 状況にあります。 「裁量労働制等の労働時間制度に 裁量労働制が労働時間短 企画業務型裁量労働制 通常の労働時間制が  $\begin{array}{c} 1 \\ 8 \\ 6 \\ \cdot \\ 7 \end{array}$ 

常の所定労働時間」をみなし労働時 業務型で31・7%の事業場では、 また、 専門業務型で47・6%、 企画 通

金属労協 IMF-JC 度労働時間等総 可能性がありま となっていない 実に即した運用 ことなので、 ある「平成25年 合実態調査結果 タの原資料で 不適切なデ 現

> 用に改善していくことが先決だろう 制について、実態に則した仕組み、運 長くなっている状況にあります。こう 場合は57分、みなし労働時間よりも **均的な者)の1日の労働時間は、専門** と思います。 した点からすれば、まずは裁量労働 業務型の場合は48分、企画業務型の でも、裁量労働制で働いている者 棄

## 1800時間をめざして もう|度 年間総実労働時間

属労協など労働組合が掲げるだけと 止まっています。 ルタイム労働者で 2000時間台に なってしまい、 念ながら1800時間の目標は、 た。「失われた20年」を経る中で、 意・国際公約として打ち出していまし 時間 1800 時間の実現を国民的合 わが国ではかつて、年間総実労働 現実の労働時間は、 金 残 フ

の両立、 1800時間の実現に向けて国民的 るように見受けられます。 かさの追求という観点が欠落してい がクローズアップされていますが、豊 者の健康確保、子育て・介護と仕事 政府の「働き方改革」では、働く 生産性の向上といった観点 もう一度

> ます。 合意形成を図っていくべきだと思

\*1日の労働時間は8時間以内が基 \*週2日の週休日、 の振替休日、 全週休二日制が基本である。 などその他の休日を休日とする完 年末年始や夏季休日 国民の祝日とそ

恒常的な所定外労働は解消される べきである。 本である。

\*年次有給休暇は完全に取得される べきものである。

短納期発注など、 れてはならない。 労働を強いる不適切な発注が行わ 取引先に長時間

ません。むしろリフレッシュを図り、 1800時間の例外であってはなり 専門的・技術的な労働者についても、 もちろん、クリエイティブな仕事、 これらの原則を、国民全体で改め 発想力を高めるという観点か 創

て重要と言えるでしょう。 豊かな余暇を過ごすことによって、 て確認していく必要があります。 1800時間の実現はきわ